**介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用約款**

利用者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）に対し，事業所高知市基幹型地域包括支援センター（以下「乙」という。）が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）について，次のとおり定める。

（目的）

第１条　乙は，介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い，甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むため，その心身の状況等に応じ適切な介護予防サービス等を利用できるよう，甲の同意の上で介護予防サービス・支援計画を作成するとともに，介護予防サービス等の適正な提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者その他の事業所（以下「サービス事業者等」という。）及び関連機関との連絡調整等を行います。

２　乙は，介護予防支援にあたっては，甲の要支援状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定

審査会の意見に従います。

（契約期間）

第２条　契約期間は，契約締結日から要支援認定の有効期間満了日，又は基本チェックリストの実施により事業の対象者（以下「事業対象者」という。）となった日から有効期間の満了日までとします。ただし，契約期間の満了日以前に，甲が要支援状態区分の変更の認定を受け，要支援認定等の有効期間の満了日が変更された場合には，変更後の要支援認定有効満了日までとします。

２　前項の契約期間の満了日の７日前までに甲から申出のない場合は，この契約は同一の内容で自動更新されるものとし，その後もこれに準じて更新されるものとします。

（甲の解除権）

第３条　甲は，いつでもこの契約を解除することができます。

（乙の解除権）

第４条　乙は，甲の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合に限り，30日間以上の予告期間をもって，この契約を解除することができます。

（運営規程の概要）

第５条　乙の運営規程の概要（事業の目的，介護予防支援等の提供方法等）は，別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（介護予防支援等の担当職員）

第６条　乙は，乙に属する担当職員もしくは委託先の指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「担当者」という。）に，甲の介護予防サービス・支援計画作成に関する業務を担当させることとします。

２　乙は，担当者を決定し，又は変更する場合は，甲の状況とその意向に配慮して行います。

３　担当者は，常に身分証等を携行し，初回訪問時又は甲や甲の家族から提示を求められたときは，いつでも身分証等を掲示します。

（介護予防支援等の内容）

第７条　乙は甲に対し，次の介護予防支援等を提供します。

⑴　甲の要支援認定（要支援認定，要支援更新認定，サービスの種類の変更を含む。以下「要支援認定等」という。）にかかる申請等について，甲の意思を確認した上で，申請の代行等必要な援助を行うこと。

⑵　甲の心身の状況，置かれている環境，甲及びその家族の希望等を考慮し，介護予防サービス・支援計画を作成すること。

⑶　前号の介護予防サービス・支援計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう，サービス事業者等との連絡調整等を行うこと。

⑷　介護予防サービス・支援計画作成後においても，甲及びその家族並びにサービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより，介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握し，これに基づく給付管理票を提出する等の給付管理業務を行うとともに，必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更等を行うこと。

⑸　甲が介護保険施設への入所を要する場合には，要介護認定申請の援助を行い，要介護認定を受けた場合において介護保険施設への紹介等を行うこと。

（介護予防サービス・支援計画の作成）

第８条　乙は，担当者に次に定める事項を遵守させたうえで，担当者に介護予防サービス・支援計画を作成させます。

　⑴　介護予防サービス・支援計画の原案の作成開始にあたり，当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容，利用料等の情報を利用者又はその家族に提供し，利用者が希望するサービスの種類等を調査すること。

　⑵　介護予防サービス・支援計画の原案作成にあたっては，利用者及びその家族に訪問して面接を行い，利用者に対する介護予防支援等を行う上で支援すべき課題を把握し，目標や提供されるサービス，目標の達成時期，サービスを提供する上での留意点等を盛り込むこと。

　⑶　前項の原案に盛り込まれた介護予防サービス等について，保険給付の対象かどうかを区分した上で，その種類，内容，利用料等について甲に対して説明を行うこと。

２　乙は，担当者に前項に定める事項を履行させた後，甲の最終的な同意を得た上で，介護予防サービス・支援計画作成業務を行わせます。

（協力義務）

第９条　甲は，乙が甲の介護予防支援等を遂行するにあたり，可能な限り乙に協力しなければなりません。

（介護予防サービス・支援計画の変更等）

第10条　甲は，次のいずれかの事由が発生した場合には，速やかに担当者に連絡しなければなりません。

⑴　介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合

⑵　介護予防サービス・支援計画を変更する必要が生じた場合

２　担当者は，前項の連絡を受けた場合は，その必要に応じて介護予防サービス・支援計画を変更するとともに，これに基づく介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

（苦情対応）

第11条　乙は，苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし，乙が提供した介護予防支援等又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービス等について甲又は甲の家族から苦情の申し立てがある場合は，迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

２　乙は，甲又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることはしません。

（緊急時の対応）

第12条　乙は，現に介護予防支援等の提供を行っているときに甲に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

（費用）

第13条　介護予防支援にかかる費用については，乙が高知市に介護予防サービス計画費として請求を行い，支払いを受けます。ただし，甲が保険料を滞納し，保険給付の制限を受けている場合は，別紙重要事項説明書に記載した額を利用料として，甲に請求します。

２　介護予防ケアマネジメントにかかる費用については，乙が高知市に介護予防ケアマネジメント費として請求を行い，支払いを受けます。

３　乙は，甲の選定により乙が通常行っている事業実施地域以外の居宅を訪問して介護予防支援等を行う場合には，それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。

４　乙は，前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては，あらかじめ甲に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，甲の同意を得なければなりません。

（秘密保持）

第14条　乙及び担当者は，正当な理由がない限り，その業務上知りえた甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

２　乙及び担当者は，甲又は甲の家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には，甲又は甲の家族に使用目的等を説明し同意を得なければ，使用することができません。

（中立義務）

第15条　乙は，甲と契約した業務を行うにあたっては，甲に提供される介護予防サービス等が特定の種類に偏ることのないよう，又は特定のサービス事業者等による介護予防サービス等を利用するよう甲を誘導し，或いは，甲に指示すること等により，特定のサービス事業者等を有利に扱うことがないよう公正中立に行います。

（情報の保存・開示義務）

第16条　乙は，甲の介護予防サービス・支援計画，その実施状況等に関する書類等を５年間保存します。

２　甲及び甲の後見人又は甲の家族から申し出があった場合には，乙は甲又は甲の家族に対して甲の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況等に関する書類等を交付します。

（契約の終了）

第17条　次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には，この契約は終了するものとします。

　⑴　甲が，要支援認定又は事業対象者特定を取り消されたとき，又は要介護認定を受けたとき

　⑵　第２条第１項及び第２項により，契約期間が満了したとき，又は契約期間満了日の７日前ま

でに甲から申し出があったとき

　⑶　第３条に基づき，甲が契約を解除したとき

⑷　甲が，介護申請を行い介護の暫定プランでサービスを利用するとき

⑸　第４条に基づき，乙が契約を解除したとき

　⑹　甲が，介護保険施設等へ入所したとき

⑺　甲が，死亡したとき

　⑻　甲がサービス提供地域外となったとき

　⑼　事業対象者とならないまま要支援認定の有効期間が終了したとき

（損害賠償）

第18条　乙は，介護予防支援等を行う上で，本契約の各条項に違反し，又は，介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し，甲又は甲の家族の生命，身体，財産に損害を与えた場合には，その損害を賠償する義務を負います。ただし，甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は，賠償額を減額することができます。

（裁判管轄）

第19条　この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは，乙の所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

（協議事項）

第20条　この契約に定めのない事項については，介護保険法等の関係法令に従い，甲乙の協議により定めます。

重要事項説明書

（令和７年４月１日現在）

１　支援事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 高　知　市 |
| 代　表　者　名 | 市長　　桑名　龍吾 |
| 所在地・連絡先 | （住所）高知県高知市本町５丁目１－45  （電話）０８８（８２３）９１２１  （FAX）０８８（８２１）６０８８ |

２　事業所の概要

⑴　事業所名称及び事業所番号

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 高知市基幹型地域包括支援センター |
| 所在地・連絡先 | （住所）高知県高知市塩田町18-10  （電話）０８８（８２３）９１２１  （FAX）０８８（８２１）６０８８ |
| 事業所番号 | ３９００１０００６０ |
| 管理者の氏名 | 田部　佳枝 |

⑵　事業所の職員体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従業者の職種 | 人数（人） | 区　　分 | |
| 常勤（人） | 非常勤（人） |
| 管　理　者 | １ | １ |  |
| 担当職員 | 20以上 | ３以上 | 17以上 |

⑶　事業の実施地域

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の  実施地域 | 高知市内全域  ※ただし，当事業所において，介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供を受けている者が，上記地域以外の有料老人ホームに入所し，その入所の日から起算して概ね３月の間に上記地域に居住する予定の者は，この限りではない。 |

⑷　営業日

|  |  |
| --- | --- |
| 営　業　日 | 営　業　時　間 |
| 高知市役所開庁日 | 午前８時30分から午後５時15分まで |

|  |  |
| --- | --- |
| 営業しない日 | 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日が国民の祝日にあたるときはその翌日）及び12月29日から１月３日までの日。 |

３　提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容

⑴　介護予防サービス・支援計画の作成

⑵　介護予防サ－ビス事業者等との連絡調整

⑶　要支援等認定の申請代行

⑷　給付管理業務

４　費用

⑴　利用料

　　　介護予防支援にかかる費用については，介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

　　　ただし，介護保険適用の場合でも，保険料の滞納等により，支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合もあります。その場合，下記の利用料をお支払いください。

|  |
| --- |
| １　介護予防支援費１ヶ月あたり　　　　　　　　　　 ４，４２０円 |
| ２　初回加算として１回 　　　　　　　　　　　　　　３，０００円 |
| ３　委託連携加算として１回　　　　　　　　　　　 　３，０００円 |
| ４　虐待防止措置未実施減算　　　　　　　　 １の額の１００分の１  　※介護予防支援基準第26条の２に規定する虐待防止措置が未実施の場合 |
| ５　業務継続計画未策定減算　　　　　　　　 １の額の１００分の１  　※介護予防支援基準第18条の２第１項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合 |

　　　介護予防ケアマネジメントにかかる費用については，介護保険法に基づく地域支援事業から全額給付されるので自己負担はありません。

|  |
| --- |
| １　介護予防ケアマネジメント費１ヶ月あたり 　　　　４，４２０円 |
| ２　初回加算として１回 　　　　　　　　　　　　　　３，０００円 |
| ３　委託連携加算として１回　　　　　　　　　　　 　３，０００円 |
| ４　虐待防止措置未実施減算　　　　　　　　 １の額の１００分の１  　※介護予防支援基準第26条の２に規定する虐待防止措置が未実施の場合 |
| ５　業務継続計画未策定減算　　　　　　　　 １の額の１００分の１  　※介護予防支援基準第18条の２第１項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合 |

|  |
| --- |
| 介護予防ケアマネジメント費１回あたり  （基準緩和型サービス利用にかかるもの）　　　　　 ２，０００円 |

⑵　利用料等のお支払い方法

　　　利用料等の支払いが生じた場合は，事業者が提示する所定の納付書によりその期日までに，高知市指定の金融機関でお支払いください。

５　事業者の特色

⑴　事業の目的

　　高知市基幹型地域包括支援センターが行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め，介護保険法に関する法令に基づいた適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。

⑵　運営方針

　　ア　本事業は，利用者が要支援状態の改善並びにその重度化の予防を図り，可能な限り自立した日常生活を送れるよう支援に努めます。

イ　利用者の意思及び人格を尊重し，常に利用者の立場に立って，利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないよう，公正中立に行います。

ウ　事業の運営にあたっては，他の指定居宅介護事業者，介護保険施設，住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。

６　サービス内容に関する苦情等相談窓口

⑴　利用者相談及び苦情窓口

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所利用者相談窓口 | 窓口責任者　　高知市基幹型地域包括支援センター  田部　佳枝  電　　　話　　０８８（８２３）９１２１  受　付　日　　高知市役所開庁日  対応時間　　午前８時30分～午後５時15分まで |

　⑵　苦情処理の体制及び手順

　　ア　苦情等相談窓口で相談受理（記録作成）

　　イ　相談者の意向確認し，事実確認

　　ウ　原因及び対策について事業所管理者と協議（記録作成）

　　エ　対策等について報告を希望する場合は，相談者に説明

　⑶　次の機関においても苦情の申立を受付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 高知県国民健康  保険団体連合会 | 所　在　地　　高知市丸ノ内２－６－５  電　　　話　　０８８（８２０）８４１０  Ｆ　Ａ　Ｘ　　０８８（８２０）８４１３  対応時間　　午前９時～正午　午後１時～午後４時まで |
|  | |
| 高知市介護保険課  事業係 | 所　在　地　　高知市本町５丁目１－４５  電　　　話　　０８８（８２３）９９７２  受　付　日　　高知市役所開庁日  対応時間　　午前８時30分～午後５時15分まで |

７　虐待に関する相談窓口

⑴　虐待相談窓口

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所利用者相談窓口 | 責　任　者　　高知市基幹型地域包括支援センター  田部　佳枝  電　　　話　　０８８（８２３）９１２１  受　付　日　　高知市役所開庁日  対応時間　　午前８時30分～午後５時15分まで |

　⑵　相談処理の体制及び手順

　　ア　虐待相談窓口で相談受理（記録作成）

　　イ　相談者の意向確認し，事実確認

　　ウ　原因及び対策について地域包括支援センター等と協議（記録作成）

　　エ　地域包括支援センター等と連携しつつ，虐待の予防及び解消がされるよう対応

　　オ　対策等について報告を希望する場合は，相談者に説明

８　事故発生時の対応

　　サービスの提供中に事故が発生した場合は，利用者に対し応急処置，医療機関への搬送等の措置を講じ，速やかに利用者のご家族，担当者等に連絡を行います。

　　また，事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに，その原因を解明し，再発を防止するための対策を講じます。

　　なお，当事業者のサービスにより，利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は，速やかに損害賠償いたします。

９　秘密保持

⑴　当事業者の担当者は，正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。

⑵　利用者の生命の危険等緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り，あらかじめ文書による同意を得た上で，必要な範囲内で利用者又はその家族の個人情報を用います。

10　介護予防サービス・支援計画書の作成における説明

　介護予防サービス・支援計画書の作成にあたり，利用者の選択を尊重し、自立を支援するため，利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

11　利用者へのお願い

　　事業者が交付する介護予防サービス・支援計画書等は，利用者の介護に関する重要な書類なので，契約書や重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

個人情報利用目的書

利用者及び利用者の家族の個人情報の利用目的等については，下記により必要最小限の範囲内で使用します。

記

１　使用目的

⑴　利用者が，介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの提供を受けるにあたり，担当者と介護予防サービス事業者等との間で開催されるサービス担当者会議等において，利用者の状態を把握するために必要な場合

⑵　上記(1)の他，担当者又は介護予防サービス事業所等との連絡調整のために必要な場合

　⑶　居宅介護支援事業所等との引き継ぎに必要な場合

⑷　現に介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの提供を受けている場合で，利用者

が病院等へ受診又は入院する際に，医師・看護師等に説明する場合

　⑸　警察消防等緊急時の連絡が必要な場合

２　使用する期間

　　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用約款第２条第１項の契約期間に同じ

（ただし，生命の危険等緊急の場合は，契約期間を過ぎても使用することがある。）

３　使用する条件

⑴　個人情報の利用については，１に記載する目的の範囲内で必要最小限で使用するものとし，

情報提供の際は関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

⑵　事業者は個人情報を使用した会議，相手方，個人情報利用の内容等について記録すること。